湯河原町技能労務職員等の給与等の 見直しに向けた取組方針

平成20年3月

湯河原町総務部庶務課

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

(単位:歳、人、円)

_											
		区分			公 剂	务 員		参考			
	X		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
	全	体	51.1	45	292,100	338,400	320,598	-	-	-	1
	清掃業務員		49.6	18	303,400	379,772	341,772	廃棄物処 理業従業員	43.3	299,800	1.27
	学校	給食調理員	50.5	8	257,900	280,675	276,100	調理士	38.9	278,500	1.01
	学校用務員		51.8	5	279,500	304,200	297,080	297,080 用務員		227,200	1.34
	その他		53.5	14	301,750	331,143	327,371	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、 時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調 査において明らかにされているものです。

「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース で再計算したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16~18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

(人)

		20歳	20歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		未満	ł	ł	ì	ł	ł	ł	ł	ł	以上	計
			31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
全 体		-	1	3	2	2	5	10	7	16	ı	45
清掃業務員		ı	-	1	1	1	3	5	5	2	-	18
学校給食調理	星 員	1	1	1	1	1	-	1	-	5	1	8
学校用務員		-	-	1	-	-	-	1		3	-	5
その他		-	-	-	-	-	2	4	2	6	-	14

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用しています。

イ 手当

対象となる手当には、扶養手当、地域手当(平成22年3月で終了)・特殊勤務手 当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末及び勤勉手当を該 当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年1月1日を昇給日とし、職員の勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職における職務の性格や内容を踏まえ、民間の同種の職種に従事する者との 均衡に留意しながら、国、県及び近隣市町における同種の職員の給与等を参考とし、適 正な給与制度となるよう、また、退職者不補充や民間委託を活用する中で職員数につい ても検討します。

3 具体的な取組内容

(1) 平成 18 年 4 月に国家公務員に準じた給与構造改革を実施し、技能労務職に適用する 給料表を引き下げましたが、国の給料表が改定された場合は同様の見直しを行ってい きます。

なお、平成22年4月以降は現在支給されている地域手当を不支給とします。

(2) 昇給のあり方については、技能労務職を含め、全職種を対象とした人事評価制度の導入を図り、評価に応じた昇給制度の確立に努めます。

4 その他

- (1) 職員数(保育士・消防職等の専門職を除く。)においては、一般事務職を含め平成 23 年度までに現在の職員数の 10%を削減します。
- (2) 清掃業務については、一部地域において民間委託を行っており、他の業務を含めた 民間委託の拡充について、今後検討を行っていきます。